

エネマネハウス 2015

参加者の募集について

平成27年3月

エネマネハウス事務局

エネマネハウス2015参加者の募集について

目 次

はじめに	1
I. 事業の概要	2
1. エネマネハウス2015について	
2. 委託事業内容	
(1) 委託事業の範囲	
(2) 委託事業の金額	
(3) 委託事業の対象者	
(4) 委託事業の要件	
(5) 委託事業の期間	
(6) 注意事項	
II. エネマネハウス2015の要件	7
1. 実証・展示にあたっての規定	
(1) 建設地に関する規定	
(2) 設計・建築住宅に関する規定	
(3) 施工に関する規定	
2. 設計・建築住宅に求めるコンセプト	
3. 設計・建築住宅の評価方法および手順	
(1) 審査員による評価	
(2) 計測による評価	
III. 事業の実施	11
1. 実施スケジュール	
2. 事業スキーム	
3. 参加者の募集～採択	
(1) 参加者の募集	
(2) 説明会	
(3) 申請	
(4) 審査	
(5) 採択	
4. 委託契約の締結、事業開始～完了	
(1) 委託契約の締結、事業開始	
(2) 中間報告	
(3) 事業完了	
5. 確定検査～成果報告	
(1) 確定検査	
(2) 委託費の支払	
(3) 成果報告会の実施	
6. 注意事項	
IV. 知的財産権	22
V. 問い合わせ先、質問状	23

はじめに

我が国のエネルギー消費は、住宅・ビルが約3割を占めており、住宅の省エネルギー化が課題となっています。加えて、エネルギー価格の不安定化等により、エネルギーセキュリティに関する国民の関心は極めて高く、住宅についてもエネルギーを地産地消する、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」（以下「ZEH」という。）への注目が高まっています。

他方、ZEHがより広く国内に普及していく観点から、技術的な課題の検証に加え、快適さの追求や、エネルギーマネジメントによる系統依存度の低減、我が国の気候・風土に合わせた住まい方、エネルギー価格の不安定化等を踏まえ、ZEHの機能や付加価値を高め、課題先進国の日本において、その解決を図りつつ、更に質の高い住まいや住まい方を推進することが必要となっています。

また、国内の新築住宅市場は縮退傾向にあり、住宅関連産業の海外（特にアジア）への進出は不可避な状況にあることから、国内におけるZEHの高付加価値化と海外展開に向けて必要な要素技術の調査をしつつ、建築や電気、情報通信等に係る先端的な技術を有する大学等と、商業化のノウハウや顧客ニーズを有する民間事業者等によって、更なる技術開発を促進し、先進的なZEHの実証と、それを踏まえて、ZEHが今後備えていくべき要件や評価方法を確立していくことが必要となっています。

こうした背景から、ZEHに係る先進的な技術や新たな住まい方を提案するモデルハウスを実際に建築し、実証・展示を行う「エネマネハウス2015」（以下「本事業」という。）を実施することといたしました。

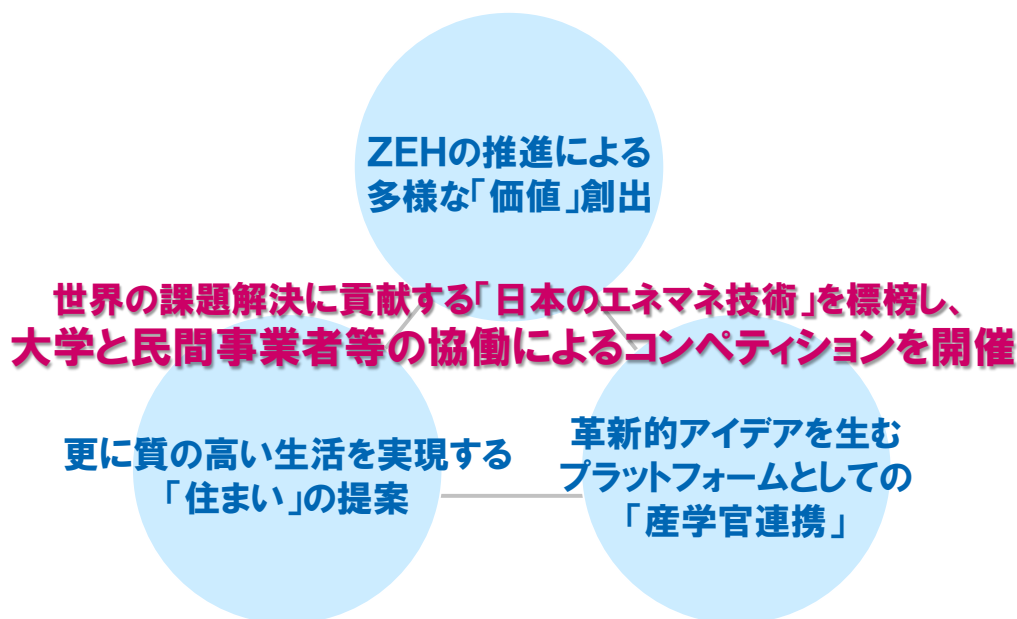
本事業への参加者の募集、採択に係る連絡調整や事務手続き、採択された事業者（以下「採択事業者」という。）との委託契約等は、「エネマネハウス事務局」（以下「事務局」という。）が行います。

I. 事業の概要

1. エネマネハウス2015について

本事業は、ZEHの推進による多様な価値の創出、更に質の高い生活を実現する住まいの提案、革新的アイデアを生むプラットフォームとしての産学官連携をねらいとして、世界の課題解決に貢献する「日本のエネマネ技術」を標榜し、大学と民間事業者等との協働によるコンペティションとして実施するものです。

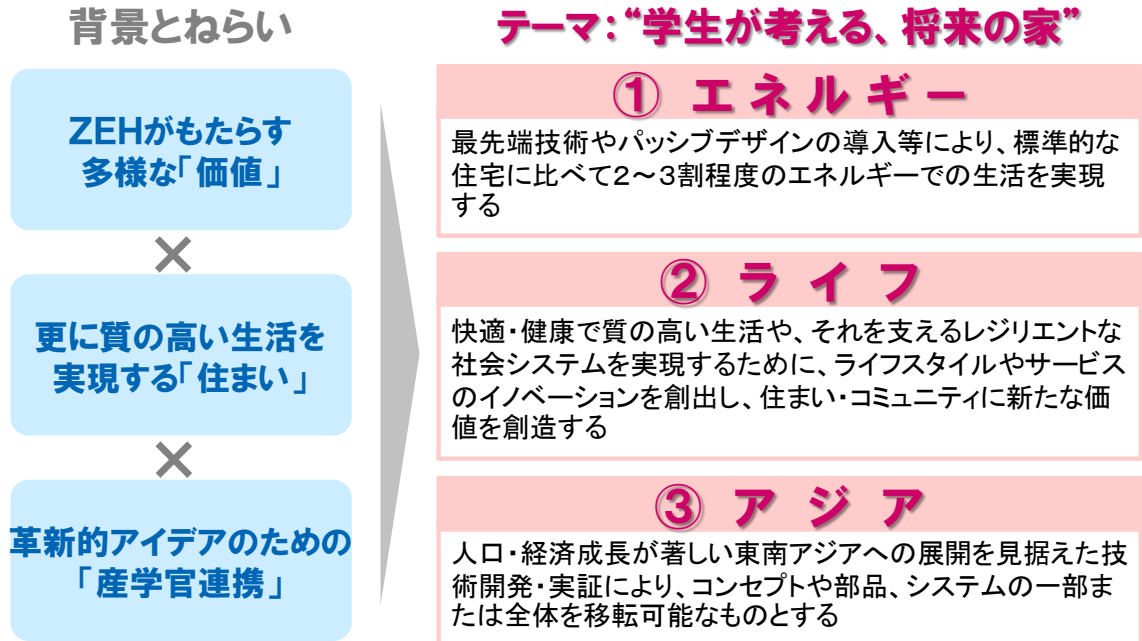
本事業のねらい



本事業では、ZEHに係る先進的な技術をいち早く市場に展開すべく、関連する技術開発や実証を推進しようとしている大学と民間事業者等との協働により、“学生が考える、将来の家”をテーマに、「①エネルギー」、「②ライフ」、「③アジア」の3つのコンセプトの下、先進的な技術や新たな住まい方を提案するモデルハウスを実際に建築し、実証・展示を行います。

これにより、①省エネルギー技術に長けた人材の育成・獲得、②実証・展示を通じた世の中への発信、③ZEHに不可欠な産学連携の実践の場の提供、④海外展開を視野に入れた省エネルギー技術のパッケージ化による産業競争力の強化を目指します。

本事業のテーマとコンセプト



なお、平成25年度に実施した「エネマネハウス2014」の開催概要、成果等については、以下のWEBページをご参照下さい。

<http://zero-ene.jp/zeh/house/>

2. 委託事業内容

(1) 委託事業の範囲

本事業の目的に鑑み、先進的なZEHの設計・建築とZEHを活用した新たな住まい方に関する実証事業（以下「本委託事業」という。）を応募対象とします。採択事業者は、先進的な技術を取り込んだ住宅全体の設計を行うとともに、実際にモデルハウスを建築し、実証期間において事務局が求めるデータ収集を行い、これらのデータや分析結果を実証終了後に提出することとします。

本事業は、ZEHの需要家への一層の普及啓発が必要とされている背景に鑑み、一般への展示公開を行います（時期は平成27年10～11月頃、場所は横浜市みなとみらい地区を予定）。

なお、特定の建築材料、設備機器等の開発又は実証を目的とした事業は委託の対象となりませんので、ご注意下さい。

（２）委託事業の金額

本委託事業の金額は、１件当たり１千３百万円（税抜き、本金額に旅費は含まない。）を上限とし、旅費は採択事業者の所在地に応じて３百万円（税抜き）を上限とします。具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。

なお、採択件数は５事業者以内を想定しています。

（３）委託事業の対象者

本委託事業の対象者は、原則として学校教育法に規定された教育機関のうち、大学（短期大学、大学院、構造改革特区で認定された株式会社立大学を含む）又は高等専門学校とします。

採択事業者が実施できない部分または外部の事業者等（以下「協力事業者」という。）と連携することで事業を効果的・効率的に実施可能と判断される部分については、協力事業者と連携して事業を行うことができます。なお、応募書類に協力事業者として記載した団体等が、委託契約締結時点で協力事業者から除かれることは原則認められません。また、協力事業者が複数の採択事業者と連携することも可とします。

（４）委託事業の要件

（イ）採択事業者の資格要件

採択事業者は、自ら本委託事業を実施するとともに本委託事業の運営管理、協力事業者との相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の広報等を行います。また、事務局との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、応募者には、以下の採択事業者の資格要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意して下さい。

【採択事業者の資格要件】

- （ⅰ）事務局および再委託事業者等との委託契約を締結できること（注１）
- （ⅱ）本委託事業を受託する事業者として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること
- （ⅲ）採択事業者が実施できない部分については、協力事業者との連携により業務を遂行するに十分な体制が整備されていること
- （ⅳ）本委託事業を受託できる財政的健全性を有していること
- （ⅴ）総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を採択事業者にて任命していること（注２）
- （ⅴ）別途事務局が実施または支援する関連事業や付帯イベント等に協力できること

(注1) 採択事業者と再委託事業者等とが締結する委託契約は、事務局との委託契約に準拠していただきます。

(注2) 総括事業代表者と事務管理責任者は別の人とします。

(ロ) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の資格要件

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括する自然人で、応募者に所属する者としてします。

総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

【総括事業代表者の資格要件】

- (i) 本委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- (iii) 事務局からの連絡、指示、問い合わせに対して速やかに自ら対応、回答できること
- (iv) 採択事業者内および協力事業者に対して、事務局からの連絡事項を周知徹底することができること

(ハ) 事務管理責任者の資格要件

事務管理責任者は、委託事業の契約、経費管理および手続きを総括する自然人で、応募者に所属する者としてします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

【事務管理責任者の資格要件】

- (i) 本委託事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- (iii) 事務局からの連絡、指示、問い合わせに対して速やかに自ら対応、回答できること

（５）委託事業の期間

本委託事業の実施期間は、委託事業の契約締結日から平成２８年１月２９日までとします。審査等の結果、事業期間の短縮が求められた場合には、事務局と採択事業者との間で事業期間の変更について協議します。

採択事業者から協力事業者（再委託先等）への事業委託期間は、採択事業者による協力事業者（再委託先等）の委託金額の確定検査に要する期間に配慮し、委託事業の契約締結日から平成２８年１月２２日までとしていただきます。

（６）注意事項

（イ）重複応募・重複事業参画の制限

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省又は他省庁に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

Ⅱ. エネマネハウス２０１５の要件

１. 実証・展示にあたっての規定

モデルハウスの実証・展示にあたり、採択事業者が設計・建築する住宅（以下「設計・建築住宅」という。）については、以下の要件や規定が定められています。これらの要件、規定は、会場の制約や審査委員会での協議の結果等により、一部追加・変更等が行われる可能性があります。

なお、建設地は横浜みなとみらい地区で、建設期間は２～３週間程度、実証・展示期間は１～２週間程度、解体期間は１週間程度を想定しています。

（１）建設地に関する規定

①敷地面積

ここでいう敷地面積とは、住宅建設に必要となる建設作業に活用可能な敷地の広さを指し、各採択事業者に対し、２０ｍ×２０ｍ程度の敷地が用意されます。

敷地に加え、建築資材の保管等に活用するため、別途、１０ｍ×２０ｍ程度の保管スペースが付与されます。

②インフラ

各採択事業者に対し、電気、水道（污水排出は不可）を使用するための環境が用意されます。ガスについては、プロパンガスまたは圧縮天然ガスのボンベを持ち込むことが可能です。

上記以外のインフラは、原則、各採択事業者において使用環境を用意して下さい。会場の制約等により認められない場合もありますので、事前に事務局にご相談下さい。

（２）設計・建築住宅に関する規定

①建築面積

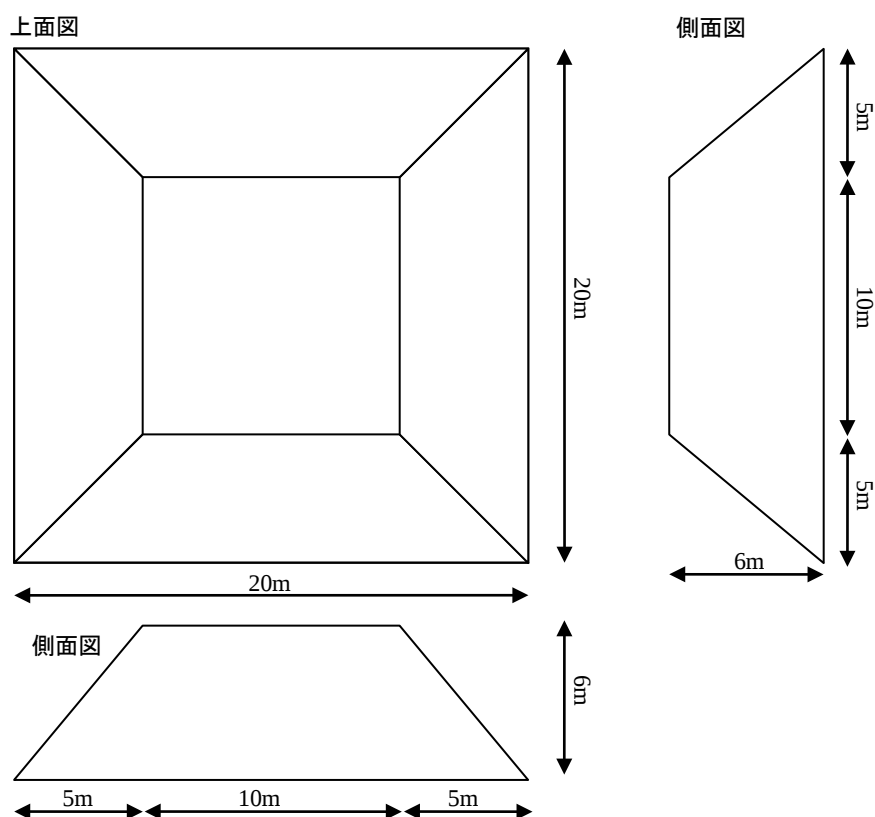
ここでいう建築面積とは、建築基準法施行令第二条第一項第二号に規定された建築面積を指します。設計・建築住宅の建築面積は、一軒当たり最大１５０㎡とします。

②延床面積

ここでいう延床面積とは、建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定された延床面積を指します。設計・建築住宅の延床面積は、一軒当たり最小５０㎡から最大８０㎡とします。

③高さおよび斜線制限

設計・建築住宅の高さは、建設地の外側の境界線から5mずつ内側の時点で最大6mとします。斜線制限については、下図のとおりとします。



④地盤の許容地耐力

設計・建築住宅の地盤の許容地耐力は、最大50kN/m²とします。

⑤設置可能な太陽光発電パネル

設計・建築住宅に設置できる太陽光発電パネルの公称最大出力の合計値は、一軒当たり最大3.5kWとします。

⑥居室条件

設計・建築住宅は、以下の居室を含むことが条件となります。なお、「Ⅱ. 3. 設計・建築住宅の評価方法および手順」にて規定される「(2) 計測結果による評価」を可能として下さい。

- ・リビングルーム
- ・寝室
- ・浴室・脱衣スペース・トイレ

⑦建築コスト

ここでいう建築コストとは、建築材料、設備機器等の費用を指します（施工費は除く）。設計・建築住宅の建築コストは、2千5百万円（税抜き）を上限額の目安とします。

各採択事業者には、採択後、事務局が定める期限までに、設計図面、仕様、見積等を提出していただきます。見積額が上限額の目安を著しく超える場合には、審査委員会での協議等を踏まえて、減点の対象とする場合があります。なお、研究開発段階の技術・製品等については、普及時の想定市場価格を見込んで評価します。

⑧その他

設計・建築住宅について、事務局より各採択事業者に対して、技術・製品等の指定や変更等を依頼することがあります。

（３）施工に関する規定

施工に際しては、建築確認申請および関連する許可手続きが必要となります。また、別途事務局が定める本委託事業の「施工マニュアル」に従うこととします。

建設用重機等は、原則として各採択事業者が準備して下さい。搬出入のスケジュール等は事務局と協議の上、決定することとします。また、各採択事業者からの依頼を受けて事務局側で手配することも可能です。

なお、事務局が作業時間として定める時間外（早朝、深夜等）における施工は認められません。

2. 設計・建築住宅に求めるコンセプト

本委託事業においては、“学生が考える、将来の家”をテーマに、設計・建築住宅に対して以下の3つのコンセプトを求めます。これらのコンセプトを十分に考慮した上で、提案および設計・建築を行って下さい。

①エネルギー

最先端技術や自然エネルギーを利用したパッシブデザイン等の導入により、標準的な住宅に比べて2～3割程度のエネルギーでの生活を実現します。

②ライフ

快適・健康で質の高い生活や、それを支えるレジリエント（強靱）な社会システムを実現するために、ライフスタイルやサービスのイノベーションを創出し、住まいやコミュニティに新たな価値を創造します。

③アジア

人口・経済成長が著しい東南アジア等への展開を見据えた技術開発・実証により、コンセプトや部品、システムの一部または全体を移転可能なものとします。

3. 設計・建築住宅の評価方法および手順

実証・展示期間において、審査委員による評価および計測結果による評価等に基づき、各採択事業者の設計・建築住宅に対する評価を実施します。実証・展示期間は1～2週間程度を想定しています。また、上記とは別途、来場者投票による評価等を実施する可能性があります。

なお、評価方法および手順については、審査委員会での協議の結果、一部追加・変更等が行われる可能性があります。

(1) 審査委員による評価

実証・展示期間において、審査委員により、コンセプト・アイデア、省エネルギー効果、技術、実行力、教育・啓発・コミュニケーション、将来的な普及・展開等の観点から、設計・建築住宅の有望度や完成度、提案内容の実現度等を評価します。実証・展示期間は秋頃を予定していますが、審査委員による評価は夏期や冬期も含め通年を想定した評価を行います（省エネルギー効果等）。

(2) 計測結果による評価

実証・展示期間において、以下の項目について計測結果による評価を行います。なお、測定システム・機器の設置・計測等については、事務局が一括して行います。

計測結果による評価の方法および手順については、別途事務局が定める本委託事業の「実測マニュアル」に従うこととします。

① エネルギー

・ エネルギー消費量

＜評価の観点：エネルギー消費量を抑制できたか＞

・ 発電量

＜評価の観点：多く発電できたか＞

・ 日負荷率

＜評価の観点：消費電力を平準化できたか＞

② 快適性・健康性

・ 温度（リビングルーム、寝室、浴室・脱衣スペース・トイレ）

＜評価の観点：室温の上下温度差を小さく、かつ適正基準の範囲に保てたか＞

・ 湿度（リビングルーム、寝室）

＜評価の観点：湿度を適正基準の範囲に保てたか＞

・ CO₂濃度（リビングルーム、寝室）

＜評価の観点：CO₂濃度を一定基準以下に保てたか＞

・ 昼光率（リビングルーム）

＜評価の観点：照明を使わずに室内照度を一定基準以上に保てたか＞

・ 内外音圧レベル差（リビングルーム、寝室）

＜評価の観点：内外音圧レベル差を一定基準以下に抑制できたか＞

Ⅲ. 事業の実施

1. 実施スケジュール

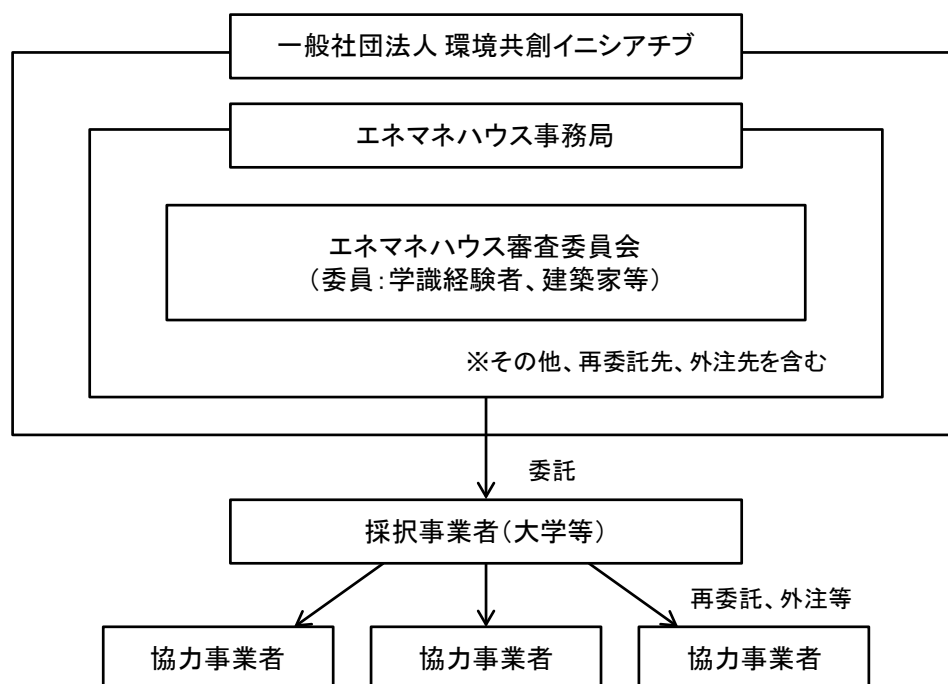
応募から委託事業完了、確定検査および支払までの流れは、以下のとおりです。

- ・平成27年3月20日：参加者の募集開始
- ・平成27年3月20日～5月14日：応募
- ・平成27年5月中：審査・採択、委託契約締結、本委託事業の開始
- ・平成27年9月頃：中間報告
- ・平成27年10月頃：中間検査
- ・平成28年1月29日：事業完了、完了報告
- ・平成28年2月頃：確定検査および委託費の支払

2. 事業スキーム

本事業のスキームは以下のとおりです。

本事業のスキーム



3. 参加者の募集～採択

(1) 参加者の募集

事務局は、参加者の募集を行い、本委託事業への応募に必要な事項について、必要に応じて説明を行います。

(2) 説明会

参加者の募集期間中に説明会を開催します。開催日程、および申込み方法については、別途下記WEBページにて告知します。

<http://sii.or.jp/house2015/>

(3) 申請

(イ) 応募者

申請は応募者の長が行って下さい。申請に際しては、応募者の長の押印が必要です。

(ロ) 応募書類と提出部数

応募書類は、別途事務局が定める本委託事業の「応募書類作成要領」に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出して下さい。

①から⑦の書類以外の補足資料、パンフレット等は受領しません。また、応募書類は返却しません。

①応募申請書（様式1）	<10部>
②応募者の概要（様式2）	<10部>
③総括事業代表者・事務管理責任者経歴書（様式3）	<10部>
④協力事業者の概要（様式4）	<10部>
⑤予算額書（様式5）	<10部>
⑥応募提案書（様式6）（A3版）	<10部>
⑦申請受理票（様式7）	<1部>
※①～⑦の各書類を収めた電子媒体（CD-R）	<1枚>
⑧返信用封筒	<1枚>
返信用封筒は定形（長形3号）とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（82円）を貼付して下さい。	

提出された応募書類は、原則として本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、申請等により事務局が取得した情報は、本事業の運営支援・調査業務の遂行に利用する他、関連するセミナー、シンポジウム、パンフレット・事例集、本事業の効果検証のための調査・分析、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

(ハ) 応募書類の作成・提出方法

上記の①から⑤の各書類は、ワープロソフト等により日本語で作成し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。⑥応募提案書(様式6)については、日本語で作成し、A3版で、通しページを下段中央に付して下さい。

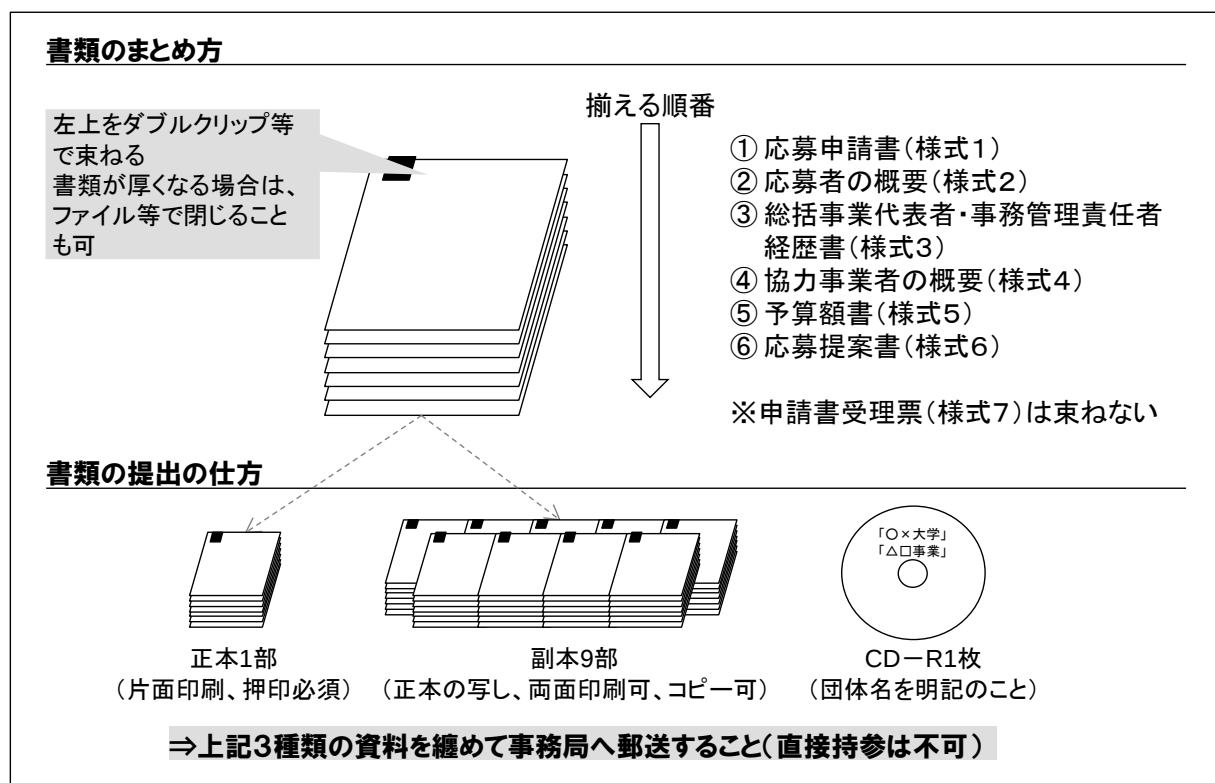
各書類の電子ファイルは、作成したファイル形式およびPDF形式の両方を電子媒体(CD-R)に収めて、提出して下さい。

応募書類の様式は、下記WEBページからダウンロードできますので、ご利用下さい。

<http://sii.or.jp/house2015/>

また、以下を参考に書類をまとめ、提出して下さい。

書類の提出方法



(二) 募集期間、応募書類の提出先

募集期間：募集開始 平成27年3月20日（金）

募集締切 平成27年5月14日（木）17時 ※必着
（受付は郵送等、送付状況が確認できる手段として下さい）

応募書類の提出先：

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内
エネマネハウス事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
TEL：03-5533-2740（出口・水石）

- ・ 応募書類は、郵送等、送付状況が確認できる手段により事務局に送付して下さい（募集締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。また、応募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「応募書類作成要領」を熟読の上、注意して記入して下さい。申請書の様式は変更しないで下さい。

(ホ) その他の留意事項

- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 応募締切から採択までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は確実に連絡が受けられるようにして下さい。
- ・ 必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を、平成27年5月中旬～下旬に東京都内にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該応募者に通知します。
- ・ 採択結果は事務局より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにして下さい。
- ・ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。

(4) 審査

学識経験者等からなる「エネマネハウス2015審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、応募者に対してヒアリング審査を実施することがあります。

(イ) 審査プロセス

①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定します。

②ヒアリング審査（追加審査）

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を、平成27年5月中旬～下旬に東京都内にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該応募者に通知します。

日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡しますが、本委託事業に応募する全ての応募者においては、ヒアリング審査に参加できるよう日程調整等のご準備をお願いします。なお、ヒアリング審査は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。

(ロ) 審査にあたっての留意点

- ・ 審査を行う審査委員会および審査委員については、原則非公開とします。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・ ヒアリング審査に関する費用は、応募者側の負担とします。

審査結果については、採択後、速やかに採択事業者を公表するとともに、直接、採択事業者にもお知らせします。

(ハ) 審査基準・配点

審査の基準・配点は、以下のとおりです。なお、審査の基準・配点については、審査委員会での協議の結果、一部追加・変更等が行われる可能性があります。

< 1. 最低限満たすべき内容 >

1－1. 本委託事業の目的との整合性

- ・事業の目的や提案内容が、本委託事業の目的と合致しているか。

1－2. 実施体制・実施計画・予算計画

- ・事業の目的や提案内容に対し、実施体制、実施計画、予算計画が十分に実現可能か。

1－3. 財務状況・管理体制

- ・事業を円滑に遂行するにあたって、最低限の財務能力・事務管理能力を有しているか。

< 2. 提案の具体的内容 > (合計：100点)

2－1. コンセプト・アイデア (配点：30点)

- ・テーマ設定に対して、提案されている住宅のコンセプト、アイデアが明確に示されているか。また、その内容は本事業のテーマ、コンセプトに沿っているか。
- ・居住者の家族構成や年齢、ライフスタイル等がわかりやすく設定されているか。また、その内容は提案されている住宅のコンセプト、アイデアに整合しているか。
- ・コンセプト、アイデアに独創性・先進性が見られるか。

2－2. 省エネルギー効果(※) (配点：20点)

※横浜市に建築することを想定して、省エネルギー法に基づくエネルギー計算等の結果を提示すること。

- ・同規模程度の標準的な住宅に比して、7～8割程度の省エネルギー効果が見込まれるか。
- ・省エネルギー効果の計算方法や前提条件が明確に示されているか。

2－3. 技術(※) (配点：20点)

※ここでのいう技術には、躯体・設備機器だけでなく、建築計画や施工性等も含む。

- ・提案されている技術が、コンセプト、アイデアと整合しているか。
- ・提案されている技術に独創性・先進性が見られるか。
- ・設計・建築プロセス(工法等)に先進性が見られるか。

2－4. 実行力 (配点：10点)

- ・事業の目的や提案内容に対し、業務を遂行する上で適正な実施体制が構築できているか。
- ・実施体制において、事業の実現可能性を高めるための工夫や役割分担が明確に

示されているか。

2－5．教育・啓発・コミュニケーション（配点：10点）

- ・事業の実施により、学生の教育や産学連携の促進等の効果が見込まれるか。また、その事業計画が明確に示されているか。
- ・事業の実施により、消費者の省エネルギー意識の向上やZEHの普及啓発が見込まれるか。また、その事業計画が明確に示されているか。

2－6．将来的な普及・展開（配点：10点）

- ・提案されている住宅や製品・システムを、将来的に実用化できる見込みがあるか。また、消費者にとって魅力的な商品となり得るか。
- ・提案されている住宅のコンセプトや部品、システムの一部または全体を、東南アジア等に展開するための具体的な方策が示されているか。

（5）採択

審査により選定された事業者に対して、採択決定を行います。

本委託事業に採択された場合の留意点については、採択事業者に対して改めて説明を行います。あらかじめ次の点にご留意下さい。

- ・各採択事業者は、本委託事業の実施期間中、事務局の求めに応じて進捗報告を行うとともに、平成27年9月頃に中間報告、事業完了時に完了報告を実施していただきます。
- ・また、本委託事業の実施期間中および実施期間終了後に、広報への協力や成果報告会等における報告等をお願いすることがあります。
- ・事務局は採択事業者に対して、事業の進捗状況や審査等によって、本委託事業の実施が困難と判断された場合には、途中段階であっても本委託事業を中止させることができます。

4. 委託契約の締結、事業開始～完了

(1) 委託契約の締結、事業開始

- ・採択された事業については、採択事業者が事務局の一構成員である株式会社 野村総合研究所と速やかに委託契約を締結することとします。採択事業者には契約に必要な書類を速やかに株式会社 野村総合研究所に提出していただくこととなります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご留意下さい。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・委託費は、委託契約に係る契約書および実施計画書に定められた用途以外には使用できません。
- ・委託契約の締結については、別途事務局が定める本委託事業の「委託契約書」と「委託事業事務処理マニュアル」を参照下さい。

(イ) 委託費の内容

- ・委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。
- ・本委託事業における委託費とは、「エネマネハウス2015」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として採択事業者に対して支払われるものを指します。なお、本委託事業を実施したことに対する利益の計上は認められません。
- ・本委託事業に係る経費のうち、委託事業の契約締結日以降、委託事業完了日までに支出されたものが事業費として計上できます。
- ・計上できる経費区分は次表のとおりです。

本委託事業において計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人 件 費	人 件 費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事 業 費	旅 費	事業を行うために必要な出張等に係る経費（但し、国内に限る）
	備 品 費	事業を行うために必要な物品等（ただし、１年以上継続して使用できるもの）の購入、製造等に要する経費
	借 料 お よ び 損 料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	外 注 費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約） 例） - 住宅建築の施工および解体・撤去・処理等に係る経費（事業に直接従事する者が施工等を行う場合は「人件費」として扱う） - 設備・物品等の運送 - 試料・試作品の製造 - 測定・分析・鑑定 - コンピュータープログラムの開発・改良等
	印 刷 製 本 費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に係る経費
	補 助 員 人 件 費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	そ の 他 諸 経 費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） - 実証・展示のための光熱水道費 - 通信運搬費（郵便料、運送代等） - 文献購入費、法定検査（建築確認申請手数料等）、検定料、保険料等
再 委 託 費	再 委 託 費	発注者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（注）税込み単価２０万円以上の機械設備等を取得又は改良等した場合には、取得財産管理明細表を作成し、財産処分等を行う場合には「財産の管理・処分に係る処理」によって事前許可を得る必要があります。

（ロ）経費支出の注意

経費支出について、特に注意が必要なものは以下のとおりです。

①人件費

- ・無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。

②一般管理費

- ・一般管理費の比率（一般管理費率）は、人件費＋事業費の合計に対する一般管理費の比率であり、採択事業者等の決算書をもとに算出し、「一般管理費率計算書」をご提出いただきます。
- ・一般管理費率は、採択事業者等の一般管理費率、又は10%のいずれか小さいほうの数値を上限とします。
- ・一般管理費率は、委託契約締結時（契約変更があった場合は変更契約締結時）の比率とします。ただし、事業終了後に受託者の都合により委託契約締結時の比率を下回る場合は、この限りではありません。
- ・一般管理費については、以下の計算方法により算出します。
$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（人件費＋事業費）} \times \text{一般管理費率}$$

②消費税

- ・委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させていただきます。

（２）中間報告

- ・各採択事業者には、平成27年9月頃に中間報告を実施していただきます。中間報告は、公開して実施する可能性もあります。

（３）事業完了

- ・各採択事業者は、平成28年1月29日までに、完了報告および本委託事業の成果を取りまとめた成果報告書を事務局に提出いただきます。完了報告および成果報告書を提出いただき、事務局が受け取った日を委託事業完了日とします。
- ・また、各採択事業者には、本委託事業の概要および本委託事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を、委託事業完了日から1週間以内に提出いただきます。

5. 確定検査～成果報告

(1) 確定検査

- ・本委託事業に要した経費の関連書類等について、平成27年10月頃に中間検査、実績報告書の提出後に確定検査を実施し、本委託事業の額を決定します。

(2) 委託費の支払

- ・委託費の支払いについては、原則、委託事業完了日以降の精算払いとなります。
- ・委託費の支払いについては、別途事務局が定める本委託事業の「委託契約書」と「委託事業事務処理マニュアル」を参照下さい。

(3) 成果報告会の実施

- ・本委託事業の終了後に、成果報告会を実施する可能性があります。各採択事業者には、成果報告会における報告をお願いすることがあります。

6. 注意事項

- (1) 採択事業者は、本委託事業の経費についての帳簿および全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業完了日の属する年度の終了後5年間、事務局から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 本委託事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、事務局は採択事業者に報告を求め、又は事務局の職員が本委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 事務局は、採択事業者が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。
- (4) 本委託事業において、委託契約の条項に違反したと認められた採択事業者については、一定期間、経済産業省の補助事業等への参画が認められないことがあります。

IV. 知的財産権

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の３つの条件を遵守していただくことを条件に、採択事業者とすることができます。また、協力事業者等との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により再委託先等とすることができます。詳細については、委託契約時にお問い合わせ下さい。

- (１) 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を事務局を通じて国に報告すること
- (２) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的所有権を実施する権利を事務局を通じて国に許諾すること
- (３) 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ実施許諾すること

V. 問い合わせ先、質問状

本事業への参加者の募集に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールでご送付下さい。

なお、問い合わせ締切りは、平成27年5月12日（火）17時といたします。

<問い合わせ先>

- ・ 送付先 : enemanehouse2015@nri.co.jp
- ・ 件 名 : エネマネハウス2015に関する質問

* 個人情報の取得について

本事業において事務局が取得した個人情報は、本事業の運営支援・調査業務の遂行に利用する他、関連するセミナー、シンポジウム、パンフレット・事例集、本事業の効果検証のための調査・分析、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

<成果の公表について>

本事業によるZEHの普及促進を広く一般に紹介するため、本事業による成果を発表します。発表にあたっては、事務局が必要と認めた内容を個人情報保護に配慮した形でその公表をします。

以上

本事業は、「平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）」に係る事業として実施するものです。

質問状

団体名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			